



福岡医発第1616号(地)
平成22年11月5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療事故情報収集等事業第22回報告書の公表について

今般、日本医療機能評価機構から標記報告書が公表された旨、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、医療安全情報を含め日本医療機能評価機構の報告書類・年報は、同機構のホームページからダウンロードできますので、会員各位に対し、医療安全対策の推進にご活用いただきますよう周知方お願い申し上げます。

なお、参考までに当該報告書の概要を添付いたします。

記

日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業 報告書 URL
<http://www.med-safe.jp/contents/report/index.html>

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

日医発第 689（法安 51）

平成 22 年 10 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 原中 勝征

医療事故情報収集等事業第 22 回報告書の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

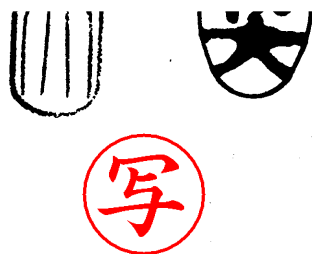
今般財団法人日本医療機能評価機構より医療事故情報収集等事業第 22 回報告書が公表された旨、厚生労働省医政局総務課長並びに医薬食品局安全対策課長より本会宛連絡がありました。

つきましては同機構より送付された当該報告書並びにその概要をお送りいたします。同封の報告書は下記の同機構ホームページからダウンロードできますので、貴管下会員へご周知方宜しくお願い申し上げます。

記

・日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業 報告書の URL
<http://www.med-safe.jp/contents/report/index.html>

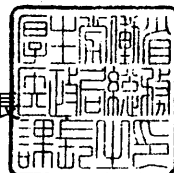
以上



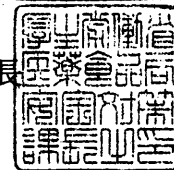
医政総発1013第2号
薬食安発1013第2号
平成22年10月13日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



医療事故情報収集等事業第22回報告書の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
医療事故情報収集等事業につきましては、平成16年10月から、医療機関から報告された医療事故情報等を収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施しており、今般、(財)日本医療機能評価機構より、第22回報告書が公表されました。

本報告書における報告の現況等は、別添1のとおりです。また、別添2のとおり、再発・類似事例の発生状況が報告されています。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、本報告書の内容を御確認の上、別添の内容について留意されますとともに、貴会会員に対して、周知方お願いいたします。

なお、本報告書につきましては、別途、(財)日本医療機能評価機構から貴職宛に送付されており、同機構のホームページ(<http://www.med-safe.jp/>)にも掲載されていますことを申し添えます。

医療事故情報収集等事業 第22回報告書のご案内

1. 報告の現況

(1) 医療事故情報収集・分析・提供事業 (対象：平成22年4月～6月に報告された事例)

表1 報告件数及び報告医療機関数

		平成22年			合計
		4月	5月	6月	
報告義務 対象医療 機関	報告件数	171	130	190	491
	報告医療 機関数	143			
参加登録 申請医療 機関	報告件数	60	39	53	152
	報告医療 機関数	47			
報告義務対象医 療機関数		272	272	272	-
参加登録申請医 療機関数		550	551	554	-

第22回報告書26～28頁参照

表2 事故の概要

事故の概要	平成22年4月～6月	
	件数	%
薬剤	32	6.5
輸血	4	0.8
治療・処置	104	21.2
医療機器等	18	3.7
ドレーン、チューブ	34	6.9
検査	21	4.3
療養上の世話	214	43.6
その他	64	13.0
合計	491	100.0

第22回報告書34頁参照

(2) ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業 (対象：平成22年4月～6月に発生した事例)

1) 参加医療機関数 987施設 (事例情報報告医療機関数 540施設を含む)

2) 報告件数 (第22回報告書50～56頁参照)

①発生件数情報報告件数：170,664件 (報告医療機関数 427施設)

②事例情報報告件数：6,648件 (報告医療機関数 106施設)

2. 医療事故情報等分析作業の現況

従来「共有すべき医療事故情報」として取り上げた事例に、さらに分析を加え、「個別のテーマの検討状況」の項目で取り上げています。今回の個別のテーマは下記の通りです。

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) 病理に関連した医療事故 | 【第22回報告書 78～94頁参照】 |
| (2) MRIの高周波電流ループによる熱傷 | 【第22回報告書 95～100頁参照】 |
| (3) 救急カートに準備された薬剤の取り間違い | 【第22回報告書 101～104頁参照】 |
| (4) 持参薬の同系統代替薬を処方した際の医療事故 | 【第22回報告書 105～108頁参照】 |
| (5) 経過表画面の薬剤量を見間違え、ヘパリンを過量投与した医療事故 | 【第22回報告書 109～111頁参照】 |

3. 再発・類似事例の発生状況 (第22回報告書113～129頁参照)

これまで個別テーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた内容の中から再発・類似事例が発生したものを取りまとめています。今回取り上げた再発・類似事例は下記の通りです。

- | | | |
|-------------------------------------|---------------|----------------------|
| (1) 「ウォータートラップの不完全な接続」 | (医療安全情報No.32) | 【第22回報告書 114～117頁参照】 |
| (2) 「未滅菌の医療材料の使用」 | (医療安全情報No.19) | 【第22回報告書 118～121頁参照】 |
| (3) 「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」 | (医療安全情報No.30) | 【第22回報告書 122～124頁参照】 |
| (4) 共有すべき医療事故情報「酸素ボンベ残量の管理に関連した事例」 | (第17回報告書) | 【第22回報告書 125～127頁参照】 |
| (5) 共有すべき医療事故情報「口頭での情報伝達の間違いが生じた事例」 | (第13回報告書) | 【第22回報告書 128～129頁参照】 |

*詳細につきましては、本事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp>) をご覧ください。

3 再発・類似事例の発生状況

本事業では、医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例を収集し、個別のテーマに関する医療事故情報とヒヤリ・ハット事例を併せて総合的に検討・分析を行い、更に、個別のテーマの他に「共有すべき医療事故情報」や「医療安全情報」により、広く共有すべき医療事故情報等を取り上げ公表してきた。

ここでは、これまで個別のテーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた再発・類似事例の発生状況について取りまとめた。

【1】概況

これまで提供した「医療安全情報」において、本報告書分析対象期間（平成22年4月～6月）に報告された類似事例は、14項目20件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」が4件、「グリセリン浣腸に伴う直腸穿孔」が2件、「小児の輸液の血管外漏出」が2件、「誤った患者への輸血」が2件であった。

また、これまで取り上げた「共有すべき医療事故情報」において本報告書分析対象期間に報告された類似事例は、15項目46件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「療養上の世話」において熱傷をきたした事例」が5件、「左右を取り違えた事例」が2件、「熱傷に関する事例（療養上の世話以外）」が7件、「施設管理の事例」が2件、「薬剤の注入経路を誤って投与した事例」が2件、「口頭での情報伝達に間違いが生じた事例」が2件、「体内にガーゼが残存した事例」が10件、「歯科診療の際の部位間違いに関連した事例」が2件、「希釈して使用する薬剤の量を間違えた事例」が2件、「酸素ボンベの残量管理に関連した事例」が2件、「凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例」が5件、「皮下用ポート及びカテーテルの断裂に関連した事例」が2件報告された。

「医療安全情報」及び「共有すべき医療事故情報」に取り上げた類似事例の報告件数を図表Ⅲ-3-1に示す。

本報告書分析対象期間において発生した類似事例のうち、医療安全情報に取り上げた、「ウォータートラップの不完全な接続」、「未滅菌の医療材料の使用」、「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」、共有すべき医療事故情報で取り上げた「酸素ボンベの残量管理に関連した事例」、「口頭での情報伝達に間違いが生じた事例」について事例詳細を紹介する。

図表Ⅲ-3-1 平成22年4月から6月に報告された再発・類似事例

内 容	件数	出 典
グリセリン浣腸に伴う直腸穿孔	2	医療安全情報No.3(平成19年2月)
入浴介助時の熱傷	1	医療安全情報No.5(平成19年4月)
インスリン単位の誤解	1	医療安全情報No.6(平成19年5月)
小児の輸液の血管外漏出	2	医療安全情報No.7(平成19年6月)
MRI 検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み	1	医療安全情報No.10(平成19年9月)
誤った患者への輸血	2	医療安全情報No.11(平成19年10月)
注射器に準備された薬剤の取り違い	1	医療安全情報No.15(平成20年2月)
湯たんぽ使用時の熱傷	1	医療安全情報No.17(平成20年4月)
未滅菌の医療材料の使用	1	医療安全情報No.19(平成20年6月)
伝達されなかった指示変更	1	医療安全情報No.20(平成20年7月)
化学療法の治療計画の処方間違い	1	医療安全情報No.22(平成20年9月)
口頭指示による薬剤量間違い	1	医療安全情報No.27(平成21年2月)
アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与	4	医療安全情報No.30(平成21年5月)
ウォーターラップの不完全な接続	1	医療安全情報No.32(平成21年7月)
「療養上の世話」において熱傷をきたした事例	5	共有すべき医療事故情報(第5回報告書)
左右を取り違えた事例	2	共有すべき医療事故情報(第8回報告書)
熱傷に関する事例(療養上の世話以外)	7	共有すべき医療事故情報(第9回報告書)
注射器に準備された薬剤の取り違いの事例(名前の記載あり)	1	共有すべき医療事故情報(第10回報告書)
施設管理の事例	2	共有すべき医療事故情報(第11回報告書)
薬剤の注入経路を誤って投与した事例	2	共有すべき医療事故情報(第12回報告書)
ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例	1	共有すべき医療事故情報(第13回報告書)
口頭での情報伝達の間違いが生じた事例	2	共有すべき医療事故情報(第13回報告書)
体内にガーゼが残存した事例	10	共有すべき医療事故情報(第14回報告書)
シリンジポンプ等の流量設定の桁数間違いに関連した事例	1	共有すべき医療事故情報(第14回報告書)
歯科診療の際の部位間違いに関連した事例	2	共有すべき医療事故情報(第15回報告書)
希釈して使用する薬剤の量を間違えた事例	2	共有すべき医療事故情報(第16回報告書)
酸素ボンベの残量管理に関連した事例	2	共有すべき医療事故情報(第17回報告書)
凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例	5	共有すべき医療事故情報(第20回報告書)
皮下用ポート及びカテーテルの断裂に関連した事例	2	共有すべき医療事故情報(第21回報告書)

【2】「ウォータートラップの不完全な接続」(医療安全情報No.32)について

(1) 発生状況

医療安全情報No.32(平成21年7月提供)では、「ウォータートラップの不完全な接続」(医療安全情報掲載集計期間:平成18年1月～平成21年5月)を取り上げた。人工呼吸器回路のウォータートラップの接続が不完全であったため、患者の呼吸状態が一時悪化した事例は、平成19年に2件、平成20年に2件、であった。また、本報告書分析対象期間(平成22年4月～6月)に報告された事例は1件であった(図表Ⅲ-3-2)。

図表Ⅲ-3-2 「ウォータートラップの不完全な接続」の報告件数

	1～3月 (件)	4～6月 (件)	7～9月 (件)	10～12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	0	0
平成19年	1	0	0	1	2
平成20年	1	0	0	1	2
平成21年	0	0	0	0	0
平成22年	0	1	—	—	1

図表Ⅲ-3-3 医療安全情報No.32「ウォータートラップの不完全な接続」

医療安全情報No.32 2009年7月

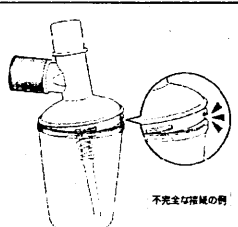
財団法人 日本医療機能評価機構

医療安全情報
No.32 2009年7月

ウォータートラップの
不完全な接続

人工呼吸器回路のウォータートラップのカップの接続が不完全であったため、患者の呼吸状態が一時的に悪化した事例が4件報告されています。集計期間(2008年1月1日～2009年5月31日、第16回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)

人工呼吸器回路のウォータートラップのカップの接続が不完全であったため、患者の呼吸状態が一時悪化した事例が報告されています。



医療安全情報 No.32 2009年7月

ウォータートラップの不完全な接続

事例1

人工呼吸器(ニュービーLE200)にデスバクを接続していた。看護師は、デスバクが接続されたウォータートラップのカップを90度まで回し、再接続した。その後、患者の呼吸状態が悪化したため、人工呼吸器の回路を確認し、ウォータートラップのカップを接続しなおすと、患者の呼吸状態が改善した。ウォータートラップのカップは接続が不完全であったため、再接続が必要であった。エアーラインによる気道内圧の低下は、人工呼吸器のアラームがすぐにも検知するとはなかった。そのため、看護師はウォータートラップのカップの接続が不完全であることに気付かなかった。

事例2

人工呼吸器(TV1200)にデスバクを接続していた。看護師は、患者を看護していたが、しばらくすると、患者の呼吸状態が悪化した。人工呼吸器の回路を確認し、ウォータートラップのカップを接続しなおすと、患者の呼吸状態が改善した。ウォータートラップのカップは接続が不完全であったため、再接続が必要であった。そのため、看護師はウォータートラップのカップの接続が不完全であることに気付かなかった。

事例が発生した医療機関の取り組み

人工呼吸器回路のカップ類(ウォータートラップ、ネブライザー、加湿器など)を再接続する際は、完全に接続されているかどうかを確認する。

財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
110-0061 東京都千代田区千代田4-17-7 東京ビル11F
TEL: 03-5561-3200 FAX: 03-5561-3201
http://www.jmef.or.jp/

(2) 事例概要

本報告書分析対象期間に報告された事例概要を以下に示す。

事例

患者は緊急入院後、気管内挿管をして人工呼吸器管理を開始した。夕方、ウォータートラップの貯留水を廃棄し、ウォータートラップを下方に引いて接続を確認した。その30分後、日勤看護師と夜勤看護師で人工呼吸器の設定条件や作動状態を確認したが異常は無かった。1時間後、心電図モニターがHR130/minのアラームで訪室した。患者の顔面・四肢にチアノーゼがあり、SpO₂ 68%であった。直ちにSIMVモードに切り替え、FiO₂ 1.0に変更し、SpO₂ 98%と改善した。しかし、人工呼吸器の分時換気量が0を示すなど異常が見られたため、バックバルブで換気を行いながら人工呼吸器を交換した。交換した人工呼吸器の作動状態はよく、呼吸状態・チアノーゼの改善を認めた。意識レベルの低下は見られていない。その後、初めに使用していた人工呼吸器を確認したところ、吸気側のウォータートラップは外観的に問題はなかったが触れると何か違和感があった。ウォータートラップのカップを下方に引いてみたが外れなかった。

【事故の背景要因の概要】

- ・貯留水の廃棄後、ウォータートラップのシールに従って下方に引いて接続を確認したが異常には気づかなかった。
- ・非常に合わせにくく、セットしにくいウォータートラップの形状である。
- ・日勤看護師と夜勤看護師で人工呼吸器の設定条件や作動状態の確認を行ったがこの時異常は見られなかった。
- ・患者は急速な症状進行のためにナースコールを押せない状況にあった。

(3) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

- ①事例の情報を共有・周知して認識を高め、再発防止につなげる。
- ②事例について院内の医療安全ニュースレターに掲載し、周知を図る。
- ③各種会議で発言し、事例の周知を図る。
- ④扱いやすい、操作が簡便なディスポの呼吸器回路について検討し、変更をはかる。

(4) 「ウォータートラップの不完全な接続」に関する注意喚起

独立法人医薬品医療機器総合機構は、平成21年1月付PMDA医療安全情報No.7「人工呼吸器の取扱い時の注意について（その1）」¹⁾において、ウォータートラップからの水抜き後は、必ず丁寧にカップの再接続を行なうこと、カップからの水抜き後は、カップが確実に接続されたか確認すること、などを注意喚起している。

厚生労働省は、ウォータートラップの製造販売業者に対し、平成21年3月5日付薬食安発第0305001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する医療事故防止対策について（依頼）」を発出し²⁾、医療従事者がウォータートラップを取扱う際に、カップ部分を確実に接続するよう注意喚起する注意ラベルの作成を次のデザイン案などとともに通知した。

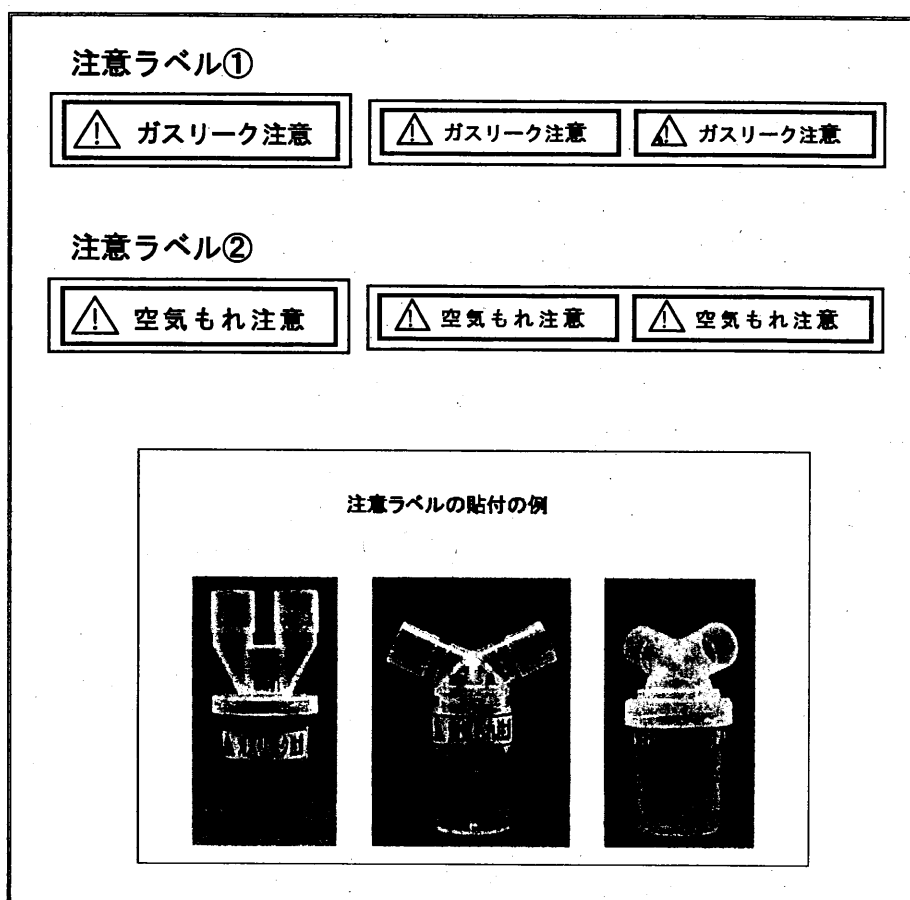
さらに、社団法人日本看護協会³⁾は、平成21年4月1日付医療看護安全情報「人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いについて」において、人工呼吸器回路内のウォータートラップ接続不良に関する事故事例の要因として、次のことを挙げている。

①ウォータートラップはカップに貯留した水の排出の必要があり、カップの開閉が頻回に行われる。

②ウォータートラップは医療従事者の目線よりも低い位置にあり、カップ接続部分が見えにくい。

また、カップ接続部分からのリークは少しずつのため、アラームの設定によっては、人工呼吸器のアラームが鳴らない可能性や、ウォータートラップのカップ部分の接続については、「ねじ式タイプ」と「はめ込みタイプ」があり、それぞれのタイプの特徴を理解した使用が必要であることを注意喚起している。

《厚生労働省，人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する医療事故防止対策について（依頼） 別紙》 注意ラベルデザイン（案）



(5) まとめ

平成21年7月に提供した医療安全情報No.32では、事例が発生した医療機関の取り組みとして、人工呼吸器回路のカップ類（ウォータートラップ、ネブライザー、加湿器など）を再接続する際は、完全に接続されているかどうかを確認することを掲載した。

事例においても、ウォータートラップを再接続した際に、下方に引いて接続を確認したが異常には気付かなかった。一層注意して確認をする必要があるとともに、改善策にあるように、扱いやすい、操作が簡便な回路などのモノの改善も期待される。今後も引き続き注意喚起するとともに、類似事例の発生の動向に注目していく。

(6) 参考文献

1. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構平成21年1月. 医療安全情報 No.7 「人工呼吸器の取り扱い時の注意について（その1）」
2. 厚生労働省. 人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する医療事故防止対策について（依頼）. 平成21年3月5日付厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知薬食安発第0305001号.
3. 社団法人日本看護協会. (online), available from <http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/anzen/pdf/2009/20090401.pdf> (last accessed 2010-09-07)

(2) 事例概要

本報告書対象期間に報告された事例概要を以下に示す。

事例

外回り看護師が手術の準備の際、製造販売業者からガイドワイヤーを器械台に出すよう依頼される。外回り看護師は、ガイドワイヤーのパックに「未滅菌」の表示があることに気づき、この業者に「これは滅菌されていますか？」と質問したところ、製造販売業者から「外袋は、滅菌がかかっておりません。」との返答を得て、パックの中にあるガイドワイヤーを清潔操作により器械台に準備した。

その後、交代のために入室した夜勤帯の外回り看護師が、空になったガイドワイヤーの外袋に滅菌を示す色の変化がないことに気づき、確認の結果、ガイドワイヤーが未滅菌であることが判明した。

【事故の背景要因の概要】

- ①滅菌担当者が、滅菌を行わずに清潔区域の準備室に持ち込んだ。
 - ・ガイドワイヤーのビニール素材のパックは、高圧蒸気滅菌を行うことにより溶解破損するものと思い込んでいた。
 - ・パックの形態が、他社の滅菌状態で納入される包装のように整っていたため、滅菌が行われている物（既滅菌物）と判断してしまった。
 - ・パック外装に印字されている「未滅菌」の記載に気づかなかった。
- ②器械出し看護師が、準備室から手術室に未滅菌のまま運び入れた。
 - ・清潔区域である準備室に準備されている器材は、通常滅菌されている物品であるため、未滅菌物があると思わなかった。
 - ・「ガイドワイヤー 4 本」のそれぞれのパックに「未滅菌」表示と「滅菌後に色が変わる表示」があることに気づかなかった。
- ③外回り看護師は、未滅菌物が手術室内に運びこまれていることについて想定外であった。
 - ・手術開始前に必要な器材の確認は行ったが、滅菌、未滅菌の確認を怠った。
 - ・当該手術についての経験はあったが、本ガイドワイヤーの取扱いは初めてであり、パック外装表示等についても把握していなかった。
- ④外回り看護師は、手術の進行に伴いガイドワイヤーが必要になった時点で、パックに「未滅菌」の表示があることに気がついたが、他の看護師に再確認をしなかった。
 - ・製造販売業者に滅菌状態を確認したが、「外袋は、滅菌がかかっておりません」との返答があった。製造販売業者の回答から「中は滅菌済み」と解釈し、開封して術野に出した。
 - ・製造販売業者も、ガイドワイヤーが未滅菌のまま手術室に運ばれているとは思っていなかった。
 - ・製造販売業者も、開封前に滅菌されているかの確認は行わなかった。

- ⑤ガイドワイヤーパックの外装にある滅菌状態を示す印字の表示方法がわかりにくい。
- ・「未滅菌」の文字が小さい。
 - ・滅菌すると色の変化があることを示す「ＡＣ滅菌後 紫色→水色系」の表示のうち「ＡＣ滅菌後」の印字が、「未滅菌」の印字より大きい。
 - ・上記により「ＡＣ滅菌後」の表示が目に入りやすくなり、錯覚しやすい。
- ⑥ガイドワイヤーのパック包装と、当院が通常使用している滅菌パック包装とは素材が異なることにより、滅菌状態の確認方法が通常と異なっていた。

（３）事例が発生した医療機関における器械の準備手順

当該医療機関で通常行っている器械の準備手順は、以下のとおりである。

- ①手術に使用する固定器械は、院内に常備していないため、「器械セット１ケース」と、ソファモアダネックインストゥルメント４本（以下、「ガイドワイヤー４本」という。）が、メーカー（メドトロニックソファモアダネック株式会社）から卸業者により前日に搬入される。月曜日の場合は、金曜日となる。
- ②搬入された器材は、中央手術部看護師のサプライ責任者が受け取り、滅菌担当者に滅菌を指示する。また、手術当日器械出し看護師が、搬入器材を確認し、あらためて滅菌担当者に依頼する。
- ③滅菌担当者は「器械セット１ケース」の中の器械定数を確認し、検知カードを入れて包装する。「ガイドワイヤー４本」はビニール素材で中が見えるパックに入った状態で納品されるが未滅菌状態である。そのまま滅菌装置に投入できるため、「器械セット１ケース」と一緒に手術予定日と手術室番号を記入したカードを貼付して、滅菌を目的とする器材を置くための作業台に置く。他の器材の容量も勘案し、「器械セット１ケース」と「ガイドワイヤー４本」を滅菌装置に投入する。
- ④滅菌が終了したら、清潔区域の準備室に持ち込み、本手術に使用する他の器材と一緒に台車に乗せる。
- ⑤手術当日、器械出し看護師が、準備室から手術室内に台車の器材を運び込む。
- ⑥手術中、外回り看護師が、手術の進行状況に合わせ、製造販売業者の依頼により、ガイドワイヤーを開封し、清潔野に出す。

（４）事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

- ①今後、同種のガイドワイヤーを使用する場合には、納入時の包装を開封してパック内に当院通常使用の検知カードを入れ、当院のパッキング包装に入れて滅菌する。
- ②特殊な器材の中で滅菌を必要とするものについては、すべての滅菌担当者が理解できるように伝達、表示を徹底する。（従来から使用している器材そのものに貼付する専用伝言カード＊に、滅菌することを明確に指示できる文言を追加した。）
＊専用伝言カード（月日・部屋番号・滅菌種類・滅菌してください）
- ③器材に表示されている取り扱い方法等を、必ず確認することを徹底する。
- ④看護師及び滅菌担当者が、手術における各作業工程において、指差し確認によるセルフチェックもしくはダブルチェックを行うことを徹底する。特に、器材の滅菌確認についての徹底と指導を

改めて行う。

⑤メーカー側に対して、製品の分かりやすい表示について改善を要望する。

(5) まとめ

平成20年6月に医療安全情報№19「未滅菌の医療材料の使用」を提供した。医療材料は、滅菌済み・未滅菌が判別しやすい表示にする、ことを事例が発生した医療機関の取り組みとして紹介した。パックの外形が「滅菌済」と勘違いしやすいものであり、外装の表示の工夫やメーカーや製造販売業者の協力も望まれる。

今後も引き続き注意喚起するとともに、類似事例発生の動向に注目していく。

【4】「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」（医療安全情報No.30）について

（1）発生状況

医療安全情報No.30（平成21年5月提供）では、「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」を取り上げた（医療安全情報掲載件数12件 集計期間：平成16年10月～平成21年1月）。アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与の事例は、平成18年に3件、平成19年に4件、平成20年に5件、平成21年に4件報告された。また、本報告書分析対象期間（平成22年4月～6月）に報告された事例は4件であった（図表Ⅲ-3-6）。

図表Ⅲ-3-6 「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」の報告件数

	1～3月 (件)	4～6月 (件)	7～9月 (件)	10～12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	3	3
平成19年	1	0	1	2	4
平成20年	2	1	2	0	5
平成21年	2	1	0	1	4
平成22年	0	4	—	—	4

図表Ⅲ-3-7 医療安全情報No.30「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」

医療事故情報収載事業 医療安全情報 No.30 2009年5月

財団法人 日本医療機能評価機構

医療安全情報 No.30 2009年5月

アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与

アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例が12件報告されています。そのうち、診療録の決められた場所に薬物アレルギー情報の記載がなく、診療録などの他の場所に記載されていたため、投与承認である薬剤を投与した事例が8件報告されています。（集計期間：2006年1月1日～2009年1月31日、第12回版内蔵「共有すべき医療安全情報」に一致が検出）。

診療録の決められた場所に薬物アレルギー情報の記載がなかったため、禁忌薬剤を投与した事例が報告されています。

薬物アレルギー情報が記載してあった場所

- ・カルテの経過記録 ・外来予診カード
- ・アナムネ用紙 ・外来カルテに貼付された紹介状

●アレルギーがわかっている薬剤の投与に際しては、この他、薬物アレルギー情報を提出しなかった事例や、薬物アレルギー情報の記載が不十分であった事例も報告されています。

医療安全情報 No.30 2009年5月

「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」

事例

前輸入時、医師Aは、患者にクラビット内服によるアレルギー反応が認められたことを電子カルテの経過記録に記載したが、電子カルテ内の決められた場所にアレルギーに関する記載をしなかった。そのため、今回投与した医師Bは、患者にクラビットを処方した。

事例が発生した医療機関の取り組み

薬物アレルギー情報を、アレルギーの有無を含めて、いつ、誰が、カルテのどこに記載するかを明確にする。

●この事例は、医療安全情報No.30に掲載された事例です。医療機関は、この事例を参考に、アレルギー情報の記載を徹底し、医療安全を確保する必要があります。

財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

TEL: 03-5217-0111（直通） FAX: 03-5217-0112（直通）

URL: <http://www.jmef.or.jp>

(2) 事例概要

本報告書対象期間内に報告された事例の概要を以下に示す。

事例1

約5年程前に前任の医師がテグレトールを処方したところ、薬疹が出現していた。今回風邪による発熱を訴えており風邪薬を処方した。このところ発作の回数も多くなっていると話されたのでテグレトールを新たに追加処方した。翌日に顔面の発赤と発熱を訴えて当科を受診する。風邪による発熱と考え患者が希望する通りに点滴を行った。2日後になって全身に発赤としびれが出現したため当科を受診。薬疹と診断し同日に他病院皮膚科を受診し、即日入院となった。担当医が仕事に忙殺されかなり疲れていたことにより外来カルテの「テグレトール禁」を見落としてしまった。また、テグレトールにより過去に薬疹が出ていた事はカルテに記載されているが、読み取りにくかった。外来カルテの表紙に「テグレトール禁」と書いてあるが、黒字でしかも読み取りにくい場所に記載されていた。外来カルテには他のリスク情報なども様々な方法・内容で記載されており、提示に関する約束事がなかった。

事例2

胸部レントゲン、採血の結果より急性肺炎の診断でスルペラゾン、アミカシン併用で点滴の指示が出た。医師も禁忌薬の確認をせず指示を出し、指示受けをしたリーダーの看護師も確認を怠り、実施した看護師も確認をせずに患者に点滴を実施し、全身発赤が出た。すぐに中止しアレルギー反応抑制のためのサクシゾン静注を行った。病棟全体に肺炎患者が多数発症しており、しかも何ヶ月も続いているため、肺炎に対する治療がパターン化して、カルテの禁忌薬のチェックを行わず指示を出した。指示受け看護師も病棟内ルールで確認する事になっていたが確認を怠った。実施した看護師も確認をしなかった。

事例3

手術後、点滴が終了したためヘパリンロックを行った。事後にヘパリンロックをオーダーしようとして画面を開いたところ、画面に「HIT（ヘパリン起因性血小板減少症）にてヘパリン禁」の表示がされていた。外来カルテにはヘパリン禁忌の記載があったが、入院診療情報記録の中にヘパリン禁忌が記載されていなかった。また外来看護師から情報伝達がなかった。オーダー指示を出す場合のマニュアル（マニュアルでは注射を準備する前に注射箋を出す）の違反があった。

事例4

胆管炎に対して、以前薬疹を引き起こしたセフェム系抗生剤を投与した。投与中止としたが、当直医が誤って、翌日再び投与した。

(3) 事例の発生状況

本報告書分析対象期間に報告された事例の薬剤と「薬物アレルギー情報が記載してあった場所」を次に示す。

薬 剤	薬物アレルギー情報が記載してあった場所
テグレート	外来カルテの表紙
スルペラゾン	カルテの禁忌薬の欄
ヘパリン	注射オーダーリング
セフェム系抗生物質	既往歴

(4) 事例が発生した医療機関の改善策について

- ①薬の指示を出すときは禁忌薬の確認をする。
- ②入院患者の禁忌薬一覧を作成する。
- ③過去に薬疹が出た薬剤など、禁忌薬剤に関してはわかりやすい位置に赤字で記入するなど統一する。
- ④外来カルテへのリスク情報等の提示方法についてリスク部会で検討し院内で統一する。

(5) まとめ

平成21年5月に医療安全情報№30「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」を提供した。医療安全情報では、薬物アレルギー情報をアレルギーの有無を含めて、いつ、誰が、カルテのどこに記載するかを明確にする、ことを事例が発生した医療機関の取り組みとして紹介した。今回、報告された事例から、医療機関では様々な書類や情報にアレルギーの記載がされているという現状がうかがえる。

引き続き、類似の事例の注意を喚起するとともに、類似事例の発生の動向に注目していく。

【5】共有すべき医療事故情報「酸素ボンベ残量の管理に関連した事例」（第17回報告書）について

（1）発生状況

第17回報告書分析対象期間（平成21年1月～3月）において、酸素ボンベ残量の管理に関連した事例が2件報告され、「共有すべき医療事故情報」として取り上げた。

これまで類似の事例は、平成18年に2件、平成20年に2件、平成21年に2件報告された。本報告書分析対象期間（平成22年4月～6月）に報告された事例は2件であった（図表Ⅲ-3-8）。

図表Ⅲ-3-8 「酸素ボンベ残量の管理に関連した事例」の報告件数

	1～3月 (件)	4～6月 (件)	7～9月 (件)	10～12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	1	1	0	2
平成19年	0	0	0	0	0
平成20年	0	1	1	0	2
平成21年	2	0	0	0	2
平成22年	0	2	—	—	2

（2）事例概要

本報告書対象期間に報告された事例概要を以下に示す。

事例1

中央処置室に在宅酸素ボンベ使用中の患者が3名点滴治療を受けていた。うち1名は中央配管より酸素の供給を受けていた。そこにさらに在宅酸素ボンベ使用中の患者が点滴治療を受けに来た。家族より在宅酸素用の酸素ボンベが空だと言われ、その対策として病院の酸素ボンベを準備し、対応した。しかし、呼吸状態が悪化してきたため、主治医の診察を受けた。血液ガスの結果が悪かったため、酸素ボンベを確認したところ、酸素ボンベ残量が0であることに気づいた。

事例2

医師が気管内チューブを交換すると言って来棟した。予定より早い時間であったため、看護師は慌てて気管内チューブや救急カート、包交車、酸素の準備を始めた。右経鼻気管内チューブ抜管し再挿入したが入らず、左鼻腔より挿入したが入らなかった。アンビューにて人工呼吸を行おうとしたところ、酸素流量計が微量用であった。直ちに別の物を用意したが酸素ボンベが空だった。酸素ボンベを新しい物に換えたところマスクが成人用だった。口腔より挿管するため喉頭鏡を準備したが、喉頭鏡が点灯せず、他病棟より借り準備に時間を要した。口腔より1回目挿管が入らず、体位を整え再挿管しようとしたところ、心電図モニターがフラットになった。心マッサージ施行し心拍再開した。その後、口腔より挿管でき、100%酸素でアンビューにて加圧した。

(3) 事例の背景要因について

事例が発生した医療機関の背景要因として、以下が報告されている。

- ①日常の点検不備。
- ②事前準備時の確認不足。
- ③酸素ボンベの残量を点検することが業務マニュアルになかった。

(4) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下を業務マニュアルにしたと報告されている。

- ①酸素ボンベは減圧弁の開栓時に圧力計を確認するだけでなく、流量を設定した後に圧力計を確認する。
- ②酸素ボンベ使用の終了時にも減圧弁を閉栓する前に圧を確認する。その結果をカードに記入し、ボンベにつけておく。
- ③週1回、業者に点検を依頼する。

(5) 酸素ボンベの使用可能時間

酸素ボンベの使用可能時間は酸素流量によって異なる。以下に酸素ボンベの使用可能時間の換算式を掲載する。

酸素使用可能時間[分]

$$= \text{ボンベの容積[L]} \times \text{圧力計の表示[MPa]} \times 10 / \text{酸素流量[L/分]}$$

さらに、上記の換算式を用いて算出した酸素ボンベの使用可能時間表（図表Ⅲ-3-9）を示す。

図表Ⅲ-3-9 酸素ボンベの使用可能時間表

		圧力計の表示 (MPa)									
		14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
酸素流量 (L/分)	1	490	455	420	385	350	315	280	245	210	175
	2	245	228	210	193	175	158	140	123	105	88
	3	163	152	140	128	117	105	93	82	70	58
	4	123	114	105	96	88	79	70	61	53	44
	5	98	91	84	77	70	63	56	49	42	35
	6	82	76	70	64	58	53	47	41	35	29
	7	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25
	8	61	57	53	48	44	39	35	31	26	22
	9	54	51	47	43	39	35	31	27	23	19
	10	49	46	42	39	35	32	28	25	21	18

※酸素ボンベの容積は3.5Lで計算。

表は換算式から算出したものであって、温度や酸素ボンベ内に残る酸素の量などは考慮していないため、実際に使用するときには余裕をもって交換することが望ましい。

(6) まとめ

酸素ボンベは持続的に酸素吸入を行っている患者の移送時など多くの場面で使用されている。本報告書分析対象期間に報告された事例では、酸素ボンベの使用前または使用中に酸素ボンベ内の酸素の残量確認がマニュアルになかったことが背景・要因に挙げられている。酸素ボンベ内の酸素の量には限りがあるため、酸素ボンベ内の圧力と酸素流量から酸素ボンベの使用可能な時間を換算したうえで準備し、使用中にも随時、圧力計で酸素の残量を確認する必要があることが示唆された。

今後も、引き続き類似事例の注意喚起をするとともに、類似事例の発生の動向に注目していく。

(7) 参考文献

日本胸部外科学会・日本呼吸器学会・日本麻酔科学会合同呼吸療法認定士認定委員会. 呼吸療法テキスト 改定第2版. 東京：克誠堂出版株式会社, 2005；339

【6】共有すべき医療事故情報「口頭での情報伝達の間違いが生じた事例」（第13回報告書）について

（1）発生状況

第13回報告書分析対象期間（平成20年1月～3月）において、口頭での情報伝達の間違いが生じた事例が報告され、「共有すべき医療事故情報として」取り上げた。本報告書分析対象期間（平成22年4月～6月）に報告された事例のうち、薬剤量間違い（医療安全情報№27）以外の口頭での情報伝達の間違いが生じた事例は1件であった。

（2）事例概要

事例

裂孔原性網膜剥離に対し硝子体手術と白内障手術が行われた。

術後、疼痛の訴えあり、翌朝より吐き気を認めた。診察すると前房消失・眼圧上昇・疼痛・気分不良の所見あり。眼圧が80mmHg以上とかなり高く、手術手技について確認したところ、手術開始直後、A看護師に対し、B医師よりガスの準備の指示があった。その際、ガスの配合についてC医師に聞いたところC医師は「50mlのシリンジにガスを3回吸引し捨ててガス10：空気40」と口頭で指示したが、聞き間違いにより「ガスを3回吸引し捨ててガス40：空気10」で配合したため、濃度20%で行うところ80%で眼内に注入されたことがわかった。

口頭での指示について、院内のマニュアルが遵守されていなかった。さらに、網膜剥離手術においてのSF6ガスを注入する手順が明確になっておらず、医師と看護師間の連携（役割分担）もできていなかった。また、SF6ガスの注入濃度については100%と20%の二通りあることや、それぞれの機序等が看護師に十分教育・周知ができていなかった。そのうえ、今回は顕微鏡下での手術であり、看護師が術者に対し確認を行うタイミングがつかめない環境でもあり、医師もガス注入前に濃度を含め内容の確認を行わなかった。

（3）事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

- ①ガス配合の工程について詳細なマニュアルを作成する。
- ②ガスは2種類あるので、取り違えのないよう配置場所を分けてそれぞれの取扱い方法を明記し手術室内に置く。
- ③眼科手術用パスの修正を行う。（注入ガスに関する記載を変更）
- ④指示出し・指示受け時の復唱、メモ書き、ダブルチェックの徹底を行う。
- ⑤ガス配合については、手術前、タイムアウトの項目に入れてチェックを行う。
- ⑥医師・看護師間の連携を強化し、協働作業という意識を持ち相互にコミュニケーションのとりやすい状況をつくる。
- ⑦手術や術式に関する知識、技術についての教育方法を再検討し、医師の協力を得て勉強会を企画・実施する等、看護師の手術や術式に対する知識、技術を研鑽する。

(4) まとめ

口頭での情報伝達は、事例のような手術の場面でのS F 6ガスの配合など、口頭での情報伝達が必要な場面で、患者の状況によって配合が変わりうる場合もある。確認手段を明確にするには、事例が発生した医療機関の改善策のように、タイムアウトの項目に入れるなど相互チェックが機能する体制作りが重要であることが示唆された。

今後も、引き続き注意喚起するとともに、類似事例の発生の動向に注目していく。